

奈良県地域防災活動推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年七月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二号

奈良県地域防災活動推進条例の一部を改正する条例

奈良県地域防災活動推進条例（平成二十六年三月奈良県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 避難行動要支援者 法第四十九条の十第一項に規定する避難行動要支援者をいう。
第二条第十一号を次のように改める。

十一 避難情報 高齢者等避難（法第五十六条第二項の規定による必要な情報の提供その他の必要な配慮をいう。）、避難指示（法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示をいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（法第六十条第三項の規定による緊急に安全を確保するための措置の指示をいう。）をいう。

第二条第十二号及び第十三号を削る。

第三条第二項中「災害時要援護者」を「要配慮者（法第八条第二項第十五号に規定する要配慮者をいう。）」に改める。

第十八条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改める。

第三十一条の見出し中「災害時要援護者の避難計画」を「避難行動要支援者の個別避難計画」に改め、同条中「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害時要援護者の避難が円滑に行われるよう市町村が行う災害時要援護者の避難計画」を「市町村が行う法第四十九条の十四第一項の規定による個別避難計画」に改める。

第三十二条の見出し中「避難勧告等」を「避難情報」に改め、同条中「避難準備情報、避難勧告及び避難指示」を「避難情報」に改める。

第三十三条第一項中「避難準備情報、避難勧告又は避難指示」を「避難情報」に改め、同条第三項中「避難勧告又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。